

資料1 いわき市文化政策ビジョン策定に向けた取組みについて

1 背景及び経緯

(1) 文化芸術振興基本法（平成13年）

国の文化芸術全般にわたる基本的な法律で、文化芸術立国の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組みを推進。

(2) 社会情勢の変化

少子高齢化・グローバル化の進展などにより、観光やまちづくり等、幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が求められる。

(3) 文化芸術基本法（平成29年）

「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」により、題名を「文化芸術基本法」に改める。

① 趣旨

文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用する。

② 概要

基本理念の改正や、国が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について新たに規定。

※ 平成30年10月1日現在で、中核市54市のうち、地方文化芸術推進基本計画を策定している自治体は43市（79.63%）

(4) いわき市文化政策ビジョン（R2 予定）

人々の心を豊かにし、将来にわたってまちの活力や魅力を生み続けていくうえで重要な役割を果たす文化芸術や文化財を活用し、本市の特性を活かした文化によるまちづくりを推進するため、本市における「地方文化芸術推進基本計画」として、その実現に向けての拠り所となる計画を策定する。

《文化芸術基本法（抜粋）》

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 計画の位置付け

(1) 計画期間

令和3年度以降

(2) 市の関連計画

① いわき市総合計画

市のまちづくりの理念及び経営指針を定める計画

② いわき市教育大綱

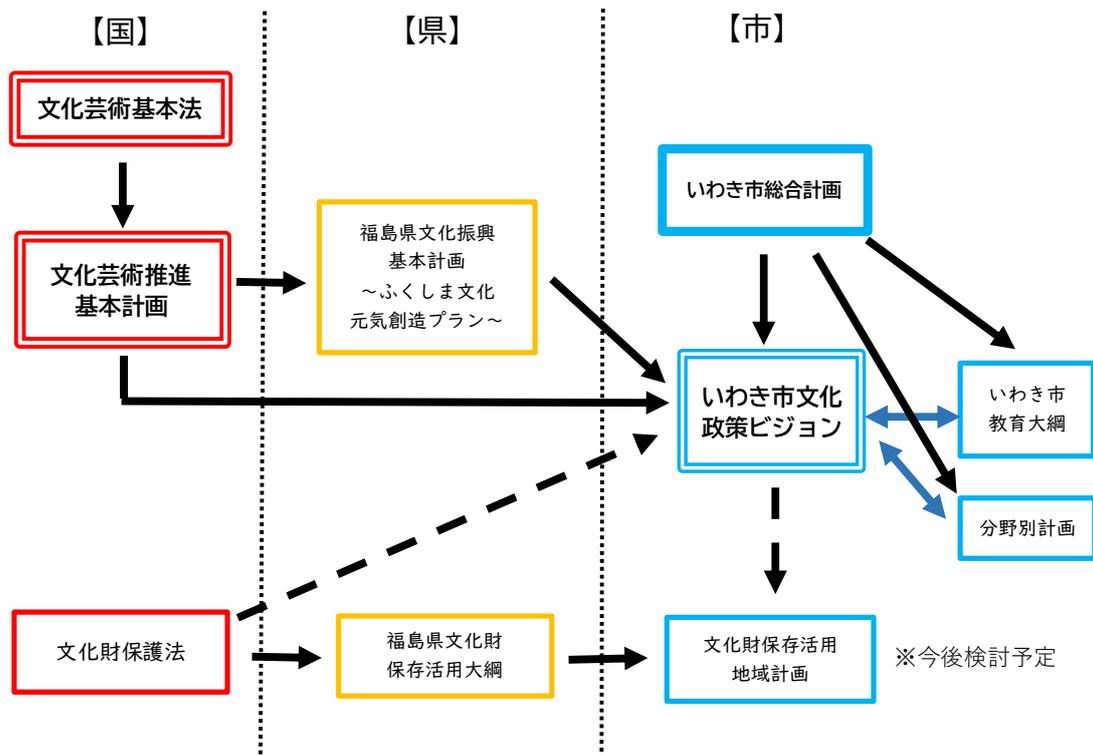
教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

③ 分野別計画

いわき市生涯学習推進計画、いわき市観光まちづくりビジョン 等

⇒ それぞれの計画と連動させながら、行政の各分野とも十分な連携を図りつつ、いわき市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

《 概 念 図 》



3 文化政策に係るこれまでの取り組み

本市では、震災後の市民の心の復興に向け、文化施策の積極的な推進を図るため、平成 28 年に当該事務を教育委員会事務局から市長部局に移管し、文化スポーツ室が新設され、市総合計画に掲げる歴史・伝統・文化・芸術分野での目標達成に向けた取り組みを行ってきた。

(1) 文化振興課

本市出身の作家である吉野せいの業績を記念し、新人の優れた文学作品を顕彰する吉野せい賞の運営支援のほか、文化団体を主体とした市民文化祭や個人の様々な芸術文化活動に対する助成、文化施設の運営など、地域の文化的環境の醸成を図っている。

近年では、市内で活躍する文化的活動の担い手により構成される団体（潮目実行委員会）と協力し、地域文化の魅力を市民が発見し、体感できるような企画を通して、地域の誇りなどの社会的価値と、地域経済の活性化や交流人口増加等の経済的価値の創出を目指す「文化のまちづくり」を推進している。

また、指定文化財を良好な状態で保存・保護し、後世に継承するため、文化財の補修に係る補助金の交付や、子供たちが市内の指定無形民俗文化財に楽しみながら触れる機会を創出している。

(2) いわき市立美術館

昭和 59 年に開館したいわき市立美術館は、学芸員による調査研究活動をベースに、大別して3つの事業を実施している。

1つ目はすぐれたコレクションをつくることで、特に積極的に収集した現代美術のコレクションは内外に高く評価されている。収集は現在も継続し、常設展で紹介しながら保存管理に努め、人類にとって財産である貴重な作品を後世に伝えようとしている。

2つ目は企画展事業で、現代作家の重要な個展をはじめ、古今東西のさまざまな優れた表現を取り上げている。市内外から多くの来館者があり、多くの方に文化的な影響だけでなく生きる上での力を与えている。また、「小中学生版画展」や「いわき市民美術展覧会」を開催し、市民の創作意欲を高め、創造的な芸術文化が形成される場を創出している。

3つ目は講演会やワークショップなどの教育普及事業で、市民と芸術の橋渡しとして、いわきの美術の裾野を広げようとしている。これらの文化振興活動を通して、美術館と出会う人々の未来を、そして地域や社会の未来をより良いものに繋げていくよう努めている。

(3) いわき芸術文化交流館（以下「アリオス」という。）

アリオスは、約 40 年にわたって市民から愛されてきた旧平市民会館の跡地に整備した本館と、改修された旧音楽館を別館として構成し、平成 20 年 4 月の第 1 次オープンを経て、平成 21 年 5 月にグランドオープンした。

建設の直接の契機は、旧平市民会館の老朽化であったが、それだけにとどまらず、市における芸術文化の拠点として、また、あらゆる世代にわたる市民の交流空間として整備することにより、中心市街地の賑わいづくりや交流人口の拡大にもつなげることをミッションとする方向性も明確化された。

こうした方向性を踏まえ、いわきの地にふさわしい施設の運営・維持管理形態を模索した結果、事業の運営に関しては直営、建設・維持管理に関しては P F I とする「いわき方式」を採用するに至った。

アリオスでは基本コンセプト及び運営理念のもとに、「鑑賞・創造系事業（観る・創る）」、「普及・アウトリーチ系事業（出かける・触れる）」、「育成・支援系事業（集まる・知る）」の“3つの柱”を事業方針に据え、主催事業を展開している。

1つ目の柱である「鑑賞・創造系事業（観る・創る）」の代表的な事業として、「NHK交響楽団いわき定期演奏会」や「アリオス落語会」を実施している。これらの事業は、市民に質の高い音楽や舞台芸術（クラシック、演劇や演芸等）など「観る、聴く」機会を東京などの都心部に出かけなくとも身近なアリオスで鑑賞できるよう提供するものである。

2つ目の柱である「普及・アウトリーチ系事業（出かける・触れる）」の代表的な事業としては、誰もが気軽に様々な文化芸術に触れられる機会の提供を目的とした「おでかけアリオス」がある。この事業は、学校や福祉施設等にアーティストを派遣して公演やワークショップを開催する事業で、アリオスオープン前から実施しておりアリオスの重要な事業と位置付けている。

3つ目の柱である「育成・支援系事業（集まる・知る）」の代表的な事業として、舞台芸術に興味・関心のある市民に対し、将来を担う人材の育成を図ることを目的に「たんけんアリオス」や「舞台技術基礎講座」を実施している。また、市内で活動する文化芸術団体の日ごろの活動の成果を発表する場を提供するために「文化春まつり」や中心市街地のまちづくり団体との連携・協働により、まちなかの賑わい創出する「いわきアリオス・まちなか連携プロジェクト」の一環として、「いわき街なかコンサート」や「アリオスパークフェス」も実施している。

4 計画策定スケジュール

年 月	市	策 定 委 員 会	
令和2年度	7月	<ul style="list-style-type: none"> たたき台（フレーム）の作成・協議 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>第1回策定検討委員会及び委嘱状交付式</u> ・基本法改正概要の説明 ・ビジョン策定の趣旨・目的の説明 ・アンケート結果報告 等
	8月	<ul style="list-style-type: none"> たたき台（フレーム）の作成・協議 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>第2回策定検討委員会</u> ・たたき台（フレーム）の提示 ・ビジョン内容の検討（意見聴取）
	9月	<ul style="list-style-type: none"> 素案作成 庁内照会 個別ヒアリング等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 】 取りまとめ
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ビジョン（案）の作成 教育委員会への意見聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>第3回策定検討委員会</u> ・ビジョン（案）の提示 ・内容の検討
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ビジョン（案）の作成 	
	12月	<ul style="list-style-type: none"> パブコメ実施 	
	1月	<ul style="list-style-type: none"> 最終案作成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>第4回策定検討委員会</u> ・ビジョン最終（案）の確認・調整等
	2月		
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定（年度末） 公表 	

